

紀州徳川家伝来楽器の 箏について

Koto of the Heirloom
of Kishu-Tokugawa Family

野川美穂子

NOGAWA Mihoko

はじめに

- ① 箏(紀州徳川家伝来楽器コレクション)
 - ② 箏(紀州徳川家伝来楽器コレクション以外)
 - ③ 箏柱
 - ④ 箏爪
- おわりに

【論文要旨】

本稿は、平成20・21年度に行った紀州徳川家伝来楽器コレクション(国立歴史民俗博物館所蔵)の調査にもとづく報告である。紀州藩10代当主徳川治宝が蒐集した本コレクションの多くは雅楽器であるが、本稿では、楽箏、箏柱、箏爪を中心に述べる。国立歴史民俗博物館には、本コレクションとは別に5面の箏が所蔵され、このうち3面の調査も平成21年度に行った。これも本稿で報告する。したがって、本稿では、コレクションの箏5面([君が千歳][葉菊][武蔵野][紅雨][雲雁])、コレクションに含まれない箏3面([松風][山下水][箏(短胴)])の合計8面を対象とする。箏柱は、コレクションに含まれるもの12組、コレクションに含まれないもの1組(箏[松風]の付属品)の合計13組である。箏爪は7組の調査を行い、このうち6組がコレクションに属している。調査方法は、付属文書や目録類にもとづく伝来や由来の考察と楽器そのものの計測および観察である。楽器史研究の大きな壁の一つに伝来や由来に関する情報の少なさが上げられるが、本コレクションの場合には、楽器蒐集時に添えられた付属文書が豊富にある。加えて今回の調査では、ファイバースコープによる楽器内部の観察も行った。その結果、付属文書では知り得なかった焼印や墨書の存在が明らかになった。また、音響効果のために箏の内部に付けられるノミ目の状況、梁板を用いる内部の補強の方法なども明らかになった。調査した楽器の多くは江戸時代の製作と思われるが、一部は江戸時代をさかのぼる可能性をもつ。コレクション以外の楽器も含めると、俗箏として使われた楽器も含まれる。多くの事例を積み重ねて調査することが楽器史研究の基本であるという観点に立って、箏、箏柱、箏爪といった箏に関連する資料研究の一事例としての報告を行う。

【キーワード】 楽箏、俗箏、箏柱、箏爪、楽器学

はじめに

国立歴史民俗博物館（以下「歴博」と略記）所蔵の紀州徳川家伝来楽器コレクション⁽¹⁾（以下「本コレクション」と略記）には、5面の箏が含まれている。箏関連の資料には、箏柱、箏爪、弦、箏を納める箱（外箱、内箱）、箏袋、箏柱用畳紙、柱袋、爪袋、爪袋箱、爪形もある⁽²⁾。本稿では、これらの資料に対して平成20・21年度に行った調査にもとづき、箏の本体、箏柱、箏爪を中心に報告する。箏の本体に対しては、ファイバースコープによる内部観察も行った。

歴博には、本コレクションとは別に5面の箏が収蔵され、このうち3面の調査も平成21年度に行⁽³⁾った。紀州家伝来楽器ではないこの3面についても、関連資料として、本報告に含める。

以下、1. 箏（紀州徳川家伝来楽器コレクション）、2. 箏（紀州徳川家伝来楽器コレクション以外）、3. 箏柱、4. 箏爪 の順に述べる。

①……………箏（紀州徳川家伝来楽器コレクション）

本コレクションに所蔵される5面の箏は、全て楽箏（雅楽用の箏）である。いずれも、頭部の竜額・竜頬・竜帯・玉戸・鴉目、尾部の竜額・竜頬・柏形・竜帯・金戸・鴉目などに、蒔絵、木画、螺鈿などの工芸技法を駆使した見事な加飾がある。

表1に、5面の箏の一覧を示した。表には、文書類と内部観察から得られた楽器の製作年代や伝来の情報も記した。情報源は、本コレクションの付属文書、本コレクションの最も古い目録である『元紀州徳川家所蔵雅楽器目録』（島根県博物館建設促進委員会、1956）（以下「島根目録」と略記）⁽⁴⁾、財団法人松江博物館収蔵時に田辺尚雄氏が作成したと推測される題箋（以下「島根題箋」と略記）、内部観察である。「最も古い年代情報」の欄には、その楽器の存在をさかのぼることができる最古の年代情報を記した。箏「君が千歳」の「最も古い年代情報」は製作者から推定される年代、他の箏の「最も古い年代情報」は所蔵者から推定できる年代情報である。

法量は、本コレクション以外の箏も含めて、表2に一括して示した。

ところで、紀州藩第10代当主徳川治宝（1771—1853）が蒐集した楽器コレクションは、歴博の他に国立劇場に伝来し、所在不明のものもある。箏については、国立劇場の所蔵品に無く、所在が明確であるのは本コレクションの5面のみである。この5面という数は、他の雅楽器に比べると少ない。本来は5面よりも多く、16代当主徳川頼貞から松江在住の富豪・田部長右衛門に譲渡される以前に散逸していた可能性が指摘されている⁽⁶⁾。

「島根目録」を見てみると、現存する箏と同じ5面が紹介されており、1956年以降の箏の所蔵状況に変化はない。しかし、各楽器に記された分類番号（表1の「原番号」）には欠番がある。箏「君が千歳」の前の番号「楽器部類 百五十九号」と箏「武蔵野」の次の番号「楽器部類 百六十三号」が欠けている。分類番号は、楽器の外箱に添付された「南紀徳川家蔵品章」に対応し、紀州徳川家が付けた番号であろうと推測されている⁽⁷⁾。紀州徳川家が整理をした際には、この欠番に相当する箏があったのかもしれない。また、「島根目録」の「楽器部類 第二百十四号」には、「箏白雲の銘並

表1 紀州徳川家伝来楽器コレクションの箏一覧

歴博資料番号	原番号*1	歴博資料名称	最も古い年代情報*2	製作・伝来の情報（付属文書による*3）	製作・伝来の情報（「島根目録」*4による）	製作・伝来の情報（内部観察による）
H-46-115	第百六十号	箏（銘「君が千歳」別銘「初音」）	万治年間（1658—1661）	「寛文の比神田何某かもせし」	神田治定作（万治年） 寛文頃神田某所蔵 天保五年神田喜一郎取次御買上	焼印「治貞」
H-46-116	第百六十一号	箏（銘「葉菊」）	後桜町院（1740—1813）	「後桜町院故三位基敦卿所拝領」 「後桜町院 御好ニ而 被為 仰付候、其後 堂上方へ拝領」 「箏年限ハ 八、九十年之品ト覚申候」	後桜町院より持明院基敦拝領 文政五年多飛驒守より御部屋様に奉る	墨書銘「伊織」
H-46-117	第百六十二号	箏（銘「武蔵野」）	天明年間（1781—1789）	〔島根題箋〕 「中御門家御蔵にて天明の頃松尾社中の山田外記所持 文化七年十二月神田定祥取次にて買上」	中御門家所蔵 天明年松尾社中山田外記所持 文化七年十二月神田定祥より買上	
H-46-118	第百六十四号	箏（銘「紅雨」）	四辻公万（1757—1824）	〔島根題箋〕 「四辻公万遺物として、文政七年治宝卿へ被進」	四辻公万遺物として文政七年十一月治宝卿へ到来	
H-46-119	第百六十五号	箏（銘「雲雁」）	錯姫（1795—1827）		錯姫様御譲	墨書銘 「石村」「極月」 （文字はほかにもあるが読めず）

*1 紀州徳川家が付けた分類番号と推測されるもの。『元紀州徳川家所蔵雅楽器目録』（島根県博物館建設促進委員会，昭和31）に掲載。

*2 付属文書と「島根目録」による。「葉菊」「紅雨」「雲雁」については、最も古い所蔵者の名前と生没年を記した。

*3 「武蔵野」と「紅雨」については、「島根題箋」（財団法人松江博物館取蔵時に田辺尚雄氏が作成したと推測される題箋）による情報を記した。

*4 『元紀州徳川家所蔵雅楽器目録』（島根県博物館建設促進委員会，昭和31）

表2 調査した箏の法量 (単位は cm)

歴博資料番号		H-46-115			H-46-116			H-46-117				
箏の銘		君が千歳 (初音)			葉菊			武蔵野				
全長		167.0			190.4			187.5				
頭部竜頬長		11.8			12.8			12.3				
尾部竜頬長		22.9			24.3			24.7				
表板	長さ	頭端から竜角頭部側	10.1			10.9			10.2			
		頭端から雲角頭部側	146.3			167.3			164.1			
		頭端から最大幅地点	11.8			20.0~60.0			12.3			
		頭端からソリ最高地点	78.0			90.0			64.0			
	幅	頭端 (直線)	23.0			25.9			24.0			
		頭端 (ムクリ含む)	24.4			27.0			25.3			
		頭端から30cm	22.7			26.0			23.6			
		頭端から60cm	22.4			26.0			23.1			
		頭端から90cm	22.2			25.8			22.8			
		頭端から120cm	21.9			25.2			22.4			
		頭端から150cm	21.6			24.7			21.9			
		頭端から180cm				25.9			21.8			
		尾端 (直線)	21.5			23.7			21.9			
		尾端 (ムクリ含む)	22.4			25.0			22.5			
	最大幅 (竜頬部分除く)	22.7			26.0			24.0				
	ソリ最高地点	22.3			25.8			22.9				
		頭端ムクリ	3.4			3.2			3.3			
	高さ (床から)	(左/右)		磯下端	磯上端	最頂点	磯下端	磯上端	最頂点	磯下端	磯上端	最頂点
		頭端	3.1/3.0	7.2/6.8	10.5	3.5	8.5	12.2	3.7/4.0	8.1/8.2	11.6	
		頭端から30cm	5.2/5.0	8.9/8.7	12.3	5.4	10.1	13.2	6.0/6.0	9.8/10.0	13.2	
頭端から60cm		6.5/6.5	10.2/10.2	13.5	6.4	11.0	14.0	7.2/7.5	11.3/11.5	14.7		
頭端から90cm		6.0/5.9	9.8/9.7	13.3	6.5	11.0	14.3	7.0/7.4	10.9/11.1	14.6		
頭端から120cm		4.8/4.8	8.4/8.6	12.2	5.6/5.7	10.1/10.2	13.5	5.8/6.7	9.7/10.5	13.2		
頭端から150cm		2.7/2.7	6.5/6.7	10.0	4.2	8.6	11.0	4.1/5.3	8.0/9.2	12.1		
頭端から180cm					2.1/2.2	6.9	9.5	1.8/3.0	6.0/7.4	9.2		
尾端		1.3/1.5		7.5	1.5			1.2/2.6		8.9		
ソリ最高地点		6.4/6.3	10.0/10.0	13.6	6.4	11.0	14.3	7.2/7.2	11.3/11.6	14.8		
磯	厚み (裏板含む)	頭端	4.1/3.8			5.0			4.4/4.2			
		頭端から30cm	3.7/3.7			4.7			3.8/4.0			
		頭端から60cm	3.7/3.7			4.6			4.1/4.0			
		頭端から90cm	3.8/3.8			4.5			3.9/3.7			
		頭端から120cm	3.6/3.8			4.5			3.9/3.8			
		頭端から150cm	3.8/4.0			4.4			3.9/3.9			
		頭端から180cm				4.8/4.7			4.2/4.4			
	尾端											
	ソリ最高地点	3.6/3.7			4.6			4.1/4.4				
	裏板厚み	0.8			1.2			0.7				
裏板	長さ	頭端から頭部音穴	11.3			13.6			13.6			
		頭部音穴 横×縦	8.4×12.0			9.5×			7.5×12.5			
		頭端から尾部音穴	154.6			175.0			174.0			
		尾部音穴 横×縦	7.7×11.4			9.4×			7.5×12.2			
		尾部音穴から尾端	4.0			5.0			4.3			
	幅	頭端	23.0			26.0			24.0			
		竜角地点幅	22.8			26.0			24.1			
		表板最大幅地点	22.0			25.6			23.5			
		雲角地点幅	21.0			24.5			21.6			
		尾端	21.1			23.8			21.4			
口前	外枠上部の高さ	1.5			1.6			1.3				
	外枠下部の高さ	1.3			1.5			1.3				
竜角	高さ	1.6			1.6			1.6				
	長さ	1.1			1.2			1.1				
	幅 (頭部側)	26.6			29.6			27.7				
雲角	高さ	1.6			1.4			1.7				
	長さ	1.1			1.1			1.1				
	幅 (頭部側)	25.4			27.7			25.6				
竜手	横×縦×高さ	4.1	4.1	3.2	4.4	4.4	4.4	4.5	4.5	4.0		
竜趾	横×縦×高さ	18.1	1.1	1.5	20.7	1.0	1.9	20.0	1.0	1.7		

* 楽器の長い辺の方向を「長さ」「横」、短い辺の方向を「幅」「縦」とした。

* 短胴 (銘なし) の箏は、表板 磯ともに、頭端からの距離 20cm, 40cm, 60cm, 80cm, 100cm, 120cm の位置で計測した。

H-46-118			H-46-119			F-172			F-199			F-224		
紅雨			雲雁			松風			山下水			(銘なし 短胴)		
156.2			192.9			182.5			191.5			120.0		
130			137			11.9			142			竜類なし		
24.2			25.1			23.8			26.0			竜類なし		
11.2			11.7			9.5			11.5			9.5		
132.7			168.7			160.4			166.9			100.4		
13.0			30.0~60.0			10.6			15.0~60.0			0		
60.0			70.0~75.0			60.0			75.0~90.0			50.0		
24.4			24.3			24.1			25.0			23.8		
25.5			26.0			25.9			26.5			25.0		
23.4			24.1			23.3			24.3			23.6		
23.1			24.1			22.8			24.3			23.3		
23.0			23.8			22.5			24.2			23.2		
22.6			23.4			22.0			23.9			23.2		
22.7			23.1			21.5			23.3			23.2		
			23.1			20.5			23.2					
22.8			22.8			20.2			23.3			23.2		
24.2			24.5			24.8			24.6			24.8		
23.7			24.1			23.6			24.3			23.8		
23.1			24.1			22.8			24.3			23.2		
3.1			3.8			3.3			3.6			3.1		
磯下端	磯上端	最頂点	磯下端	磯上端	最頂点	磯下端	磯上端	最頂点	磯下端	磯上端	最頂点	磯下端	磯上端	最頂点
3.9/4.0	7.7/7.6	10.8	3.9/3.9	8.5/8.4	12.3	3.4/3.3	7.3/7.1	10.6	4.2/4.1	8.5/8.5	11.9	4.8/4.8	8.3/8.2	11.7
4.5/5.0	7.7/8.4	12.1	6.1/5.7	10.3/9.9	13.7	6.0/5.5	9.8/10.6	13.0	5.7/5.8	10.0/10.2	13.6	5.9/6.0	9.4/9.2	12.7
4.7/5.4	8.2/8.7	12.6	7.7/7.0	11.9/11.1	15.0	7.0/6.4	10.5/10.4	13.8	6.5/6.7	10.9/11.1	14.4	6.2/6.5	9.6/9.8	12.8
4.1/4.5	7.6/7.9	11.8	7.8/7.1	12.0/11.1	15.2	6.6/6.2	10.5/10.0	13.6	6.5/6.7	10.8/11.2	14.5	5.7/5.9	9.0/9.5	12.7
2.9/3.0	6.3/6.3	10.1	7.4/6.2	11.5/10.3	14.3	5.1/4.9	8.8/8.5	11.9	5.0/5.6	9.3/10.0	13.1	4.5/4.7	7.9/8.1	11.3
1.7/1.5	5.4/5.2	8.7	5.8/4.7	10.1/8.8	12.6	3.8/3.8	7.1/6.9	10.0	3.8/4.4	8.1/8.7	11.8	3.0/3.2	6.3/6.5	10.0
			3.3/2.3	8.0/6.9	10.8	1.8/1.8	5.1/5.1	7.4	2.3/2.8	6.7/7.2	10.1			
1.5/1.2		7.7	2.7/1.4		9.6	1.5/1.6			1.5/2.0			1.4/1.5		
4.7/5.4	8.2/8.7	12.6	8.0/7.2	12.2/11.4	15.3	7.0/6.4	10.5/10.4	13.8	6.6/6.8	10.9/11.2	14.7	6.1/6.3	9.5/9.5	13.0
	3.8/3.6			4.6/4.5			3.9/3.8			4.3/4.4			3.5/3.4	
	3.2/3.4			4.2/4.2			3.8/5.1			4.3/4.4			3.5/3.2	
	3.5/3.3			4.2/4.1			3.5/4.0			4.4/4.4			3.4/3.3	
	3.5/3.4			4.2/4.0			3.9/3.8			4.3/4.5			3.3/3.6	
	3.4/3.3			4.1/4.1			3.7/3.6			4.3/4.4			3.4/3.4	
	3.7/3.7			4.3/4.1			3.3/3.1			4.3/4.3			3.3/3.3	
				4.7/4.6			3.3/3.3			4.4/4.4				
	3.5/3.3			4.2/4.2			3.5/4.0			4.3/4.4			3.4/3.2	
	0.7			0.9			0.9			(長磯のため測定不可)			0.9	
	13.3			12.8			12.6			14.0			10.2	
	9.0×10.6			9.3×12.8			8.3×11.6			9.4×12.8			9.0×13.8	
	143.0			177.9			170.7			176.7			96.3	
	8.2×11.2			8.4×12.7			8.8×			9.8×12.3			19.5×	
	3.9			5.4			2.6			4.1			3.4	
	22.2			24.5			24.1			25.2			23.8	
	24.3			25.2			24.0			25.0			23.7	
	23.8			24.1			24.0			25.0			23.8	
	22.7			23.5			21.2			23.7			23.1	
	22.4			23.2			20.2			22.8			23.1	
	1.1			1.5			1.3			1.4			1.1	
	1.2			1.5			1.3			1.5			1.0	
	1.2			1.9			1.6			1.8			0.9	
	1.1			1.1			1.1			1.2			1.0	
	26.7			28.9			27.9			28.8			27.5	
	1.1			1.8			1.4			1.7			1.0	
	1.1			1.2			1.1			1.2			1.0	
	26.1			27.5			24.8			27.0			27.4	
4.2	4.2	4.2	4.5/4.7	4.5/4.7	4.2/4.2	4.6	4.6	3.3	4.4	4.4	4.4	4.9	4.9	4.9
20.3	1.1	1.5	21.5	1.0	2.0	19.3	1.2	1.7	21.8	1.1	1.8	19.1	1.1	1.6

古歌「小松宮彰親王御筆」と説明する1巻1幅の軸が掲載されている。この軸は、1960年の『元紀州徳川家コレクション 名宝雅楽器展』以降の目録に見当たらず、所在不明となっている⁽⁸⁾。説明文にある「箏白雲」も本コレクションには存在せず、これが散逸した箏の銘であった可能性を指摘できる。

①箏[君が千歳](別銘「初音」)(H-46-115)⁽⁹⁾ 写真1・2

167cmという全長は、現在の一般的な楽箏(190cm前後)に比べると小ぶりである。「一」と「巾」の箏柱を立てて擦れた使用痕が磯に残り、表板にも箏柱による破損およびその修理痕を確認できる。かなり使いこんだ楽器である。

「初音」と書かれた外箱と内箱に納められているが、箱の大きさは楽器と合っていない。内箱は、長さ202.2cm、幅28.4cm、高さ20.6cmという大きさである。「初音」を別銘と記すのは『財団法人松江博物館所蔵 雅楽器総目録—昭和46年—』(鳥根県立博物館、昭和46)であるが、「鳥根目録」に別銘の記載はない。付属文書にも「初音」の文字はない。したがって、「君が千歳」の別銘が「初音」であるのではなく、「初音」という楽器が別にあった可能性も否定できない。

製作者と製作年代に関する情報は、付属文書115-①⁽¹¹⁾に「此御箏は、寛文の比神田何某かものせしをこたひ召れけると也」とあり、「鳥根目録」に「神田治定作(万治年)」とある。今回の調査では、内部観察によって、頭部側の表板の内側に「治貞」の焼印を確認できた(写真1)。墨書銘はなかった。



写真1 【君が千歳】の焼印「治貞」

「治貞」の焼印は、井伊家伝来楽器(彦根城博物館所蔵)の箏7面(台帳番号の箏9・10・11・12・13・15・16)、三の丸尚蔵館所蔵の箏2面([菱]と[子の日])と和琴2面([清瀧]と[河霧]⁽¹²⁾)などに例がある。そして、井伊家伝来楽器の焼印の分析から、AからDの4種に仮分類されている⁽¹³⁾。箏[君が千歳]の焼印は、「貞」部分の印影から判断して仮分類のC・Dとは違う。仮分類C・Dは「貞」の「目」部分が横に大きく脹んでいるが、箏[君が千歳]の焼印にそうした特徴は見られない。残る仮分類A・Bのどちらであるかの判定は難しい。

治貞は、朝廷御用の箏師(箏職人)として京都で活躍した神田近江と推測されている⁽¹⁴⁾。神田近江には数代あり、焼印を用いた人物には治貞と治光がいた。「神田近江」の名は、地誌の『京羽二重』(1685)、『萬買物調方記』(1692)、『國花萬葉記』(1697)、『京羽二重』(1705)に「琴所」として紹介されている。また、『琴曲抄』(1695)には「京御琴師」「同御琴糸師」として紹介されている⁽¹⁶⁾。さらに、井伊家伝来楽器の箏[佐々波](台帳番号箏3)の表板内側には、「朝廷之御箏師神田近江守」が1664年(寛文4)に加飾したとの墨書がある⁽¹⁷⁾。そして、本コレクションの琵琶[文殊丸]の槽内墨書の写し(100-②)には、「寛文十」(1670)の年記とともに「神田近江治本十五歳」と記載されている。これらの例から判断すると、それぞれの神田近江が何代目であるかははっきりしないものの、活躍時期が17世紀後半から18世紀初頭にあったことはわかる。

治貞の名は、箏以外の本コレクションの製作者名にも例がある。琵琶[朝陽](H-46-95)の撥

が治貞の作と伝えられ、その付属文書(95-⑥)に治貞に対する説明がある。この付属文書は楽器商の神田喜一郎が1832年(天保3)に差し出した書状である。「箏師治貞之義御尋被下候、右者私方先祖ニ而、即万治・寛文之比盛ニ細工仕候、名前者神田近江守治貞と申候」「万治・寛文之比父 神田近江守治貞 元禄・宝永之比 子 神田近江大掾治光」とあり、治貞は神田喜一郎の先祖であること、治貞と治光は親子であることが説明されている。

神田喜一郎の記す「神田近江守治貞」が、箏[君が千歳]の付属文書115-①に見える「神田何某」と「島根目録」の「神田治定」とであると解釈すれば、付属文書115-①の「寛文之比」と「島根目録」の「万治年」は、神田喜一郎の説明と符合する。もっとも、箏[君が千歳]の入手が神田喜一郎の取次であることを考えれば、付属文書115-①も「島根目録」も、神田喜一郎の情報である可能性が高いので、符合するのは当然と言えるかもしれない。焼印は製作時にも修理時にも付けられるが、付属文書115-①と「島根目録」の記述に従えば、治貞は製作者である。

内部観察では、⁽¹⁹⁾梁板が3本であることを確認できた。頭部側から1本目の梁板近くに包み紙を見たが、残念ながら取り出せず、中身はわからない。また、焼印に近い位置(楽器の中央寄り)から尾部音穴から覗ける位置まで、表板の内側に荒いノミ目を確認できた(写真2)。箏内部に付けられたノミ目や鉋目の彫りは音響効果をねらった工夫とされ、現在の箏では「麻型彫り」「子持綾杉彫り」「綾杉彫り」「簾れ目彫り」などに⁽²⁰⁾分類されている。箏[君が千歳]のノミ目は現在の箏に見られるような精緻で整然とした彫りではないものの、ノミ目の領域が限定されており、意図的に残したものと判断できる。



写真2 〔君が千歳〕内部のノミ目

②箏[葉菊](H-46-116) 写真3・4

全長は、本コレクションの箏の中では2番目に長い190.4cmである。最大幅(張り板のある竜頬部分を除く)は26.0cmで、コレクションの中では最も幅が広い。大きな傷はないが、箏柱による小さな凹みが表板にあり、使用痕と考えられる。

箏の伝来については、持明院家第26代当主の基延(1792—1855)が1822年(文政5)に差し出した書状(付属文書の116-①)に記載されている。これによれば、女性天皇として知られる後桜町天皇(1740—1813 追号 後桜町院)より持明院家第25代当主の基敦(1776—1807)が拝領した箏という。「島根目録」には「文政五年 多飛驒守より御部屋様に奉る」とあり、付属文書116-②には「箏年限は 八、九十年之品」とあって、18世紀半ばに製作された楽器という判断が示されている。

内部観察では、頭端から約40cm位置の表板の内側に「伊織」の墨書銘を確認できた(写真4)。「伊

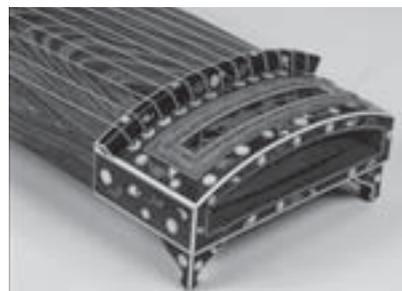


写真3 〔葉菊〕の頭部

織」は、本コレクションでは琵琶師（琵琶職人）として付属文書に登場する名前である。琵琶〔美女〕（H-46-97）の付属文書④には、1799年（寛政11）に琵琶を修復した人物を示す「武州の住 楽工三井伊織」の墨書がある。琵琶〔花月〕（H-46-112）の付属文書①②③にも「三井伊織」の名前があり、「東都琵琶細工」と形容されている。この琵琶〔花月〕は、1819年（文政2）、三井伊織の鑑定とともに紀州徳川家に召し上げられた。三井伊織の活躍時期は18世紀末から19世紀前半にかけての時期であったと推測できよう。なお、「島根目録」によれば、琵琶〔白菊〕（H-46-113）の製作者は「三井伊織真吉」といい、「真吉」が三井伊織の名前であるのかもしれない。



写真4 〔葉菊〕の墨書「伊織」

いっぽう、「伊織」と名乗る琵琶師には「一尾伊織道尚」もいた。琵琶〔花月〕の付属文書①によれば、琵琶〔花月〕の製作者が彼である。一尾伊織道尚は、初代の一尾淡路守通春に継ぐ2代目で、琵琶もよく弾く人物であったが、琵琶の細工も得意であり、明暦から寛文頃に45面の琵琶を製作したという。

これに対して、井伊家伝来楽器には「鷹田伊織」が修復をした筈がある。筈〔遠雁〕（台帳番号筈7）がその楽器で、表板の内側に「洛東岡崎村 御楽器類所 御琴屋鷹田伊織之作 字ハ龍之」という墨書がある。⁽²¹⁾ 洛東岡崎村に住む鷹田伊織の名前は、『京羽二重大全』（1811）に「御琴屋」として載っている。また、『京羽二重大全』（1745）には「四條通東洞院東へ入」に住む「琴所」の「高田伊織」、『京羽二重大全』（1768）には「押小路柳馬場東江入町」に住む「琴所」の「高田伊織」の名前がある。⁽²²⁾

以上のように、「伊織」と名乗る人物には複数あり、筈〔葉菊〕の表板内側に記された「伊織」が誰に該当するかの判断はつかない。また、「伊織」が筈〔葉菊〕の製作者であるのか修復者であるのかも、残念ながら、わからない。

筈〔葉菊〕の内部には、音響効果のためのノミ目がない。梁板は4本あり、裏板に固定するための接着材と思われる黒いシミがはみ出していた。表板と裏板との接合部にも、接着剤と思われるものが黒く残っていた。⁽²³⁾

③筈〔武蔵野〕（H-46-117） 写真5・6

全長は187.5cm。甲から磯にいたる表板に、秋草と芒文様の金銀の蒔絵がある（写真5）。筈柱による摩擦痕が「巾」側の磯に残り、表板にも破損が多い。かなり使いこんでいる。

「島根題箋」「島根目録」によれば、もともとは中御門家の楽器であり、天明年間に松尾社中の山田外記が所持していた旨を記すが、根拠はわからない。

内部観察では、3本の梁板を確認できた。ほかの筈の場合よりも梁板に厚みがあり、表板内側との距離が近い。3本の梁板の位置から頭部側に寄ったところに、以前にあった梁板の両端部分と思われる木片が残る（写真6）。裏板をはずして既存の梁板3本を切り落とし、修復を行ったのちに新たな梁板をわたしたものと推測する。

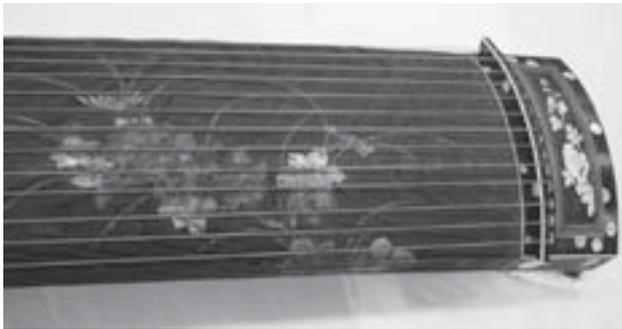


写真5 〔武蔵野〕の頭部



写真6 〔武蔵野〕内部の梁板

頭端から約33cmの位置から3本目の梁板付近まで、表板内側には大きな綾杉文、裏板内側には斜め格子のノミ目が付けられている。整然としたノミ目ではなく、浅く粗い彫りであるが、表板と裏板の両面に見られるのが特徴である。墨書銘はない。

ここで、本コレクションの箏5面の梁板について、一括して考察を行っておこう。今回の調査によって、箏〔葉菊〕の梁板は4本、ほかの4面の梁板は3本であることがわかった。

梁板は「胴梁（胴張）」「木度（木渡）」とも呼ばれ、箏の内部を補強する材である。『樂家録』（1690）では「木度」と呼んでおり、「是在_二于裏板之内_一三之木也」（裏板の内側にある3本の木である）と説明する。そして、その効能を、木度がないと「含声」⁽²⁴⁾があり、裏板が壊れやすいと記す。また、製法については、二つの音穴の間の長さを4等分し、一つ分の長さごとの3箇所、幅6・7分（1.8～2.1cm）で厚4分（1.2cm）程度の木を3本取り付ける、その際、梁板の両端が接合する表板内側の縁に切り込みを設け、ニカワで接着すると説明している。

図1は、現在広く普及する俗箏（「福山箏」）の内部構造である。『樂家録』の樂箏例とは異なり、梁板は5本である。幅3.2cm、厚み1.7cm程度の梁板を使う。現在の俗箏の内部構造にはさまざまなものがあり、梁板が4本の⁽²⁶⁾、それぞれの梁板に直角に支える棧を加える例、梁板と梁板とをつなぐ棧を加える例などもある。いっぽう、江戸時代の俗箏例には、『箏曲大意抄』（1782 跋）に示された「秋霧形」の箏の内部構造図⁽²⁷⁾があり、その梁板は5本である。これに対して、江戸時代初期の樂箏の梁板は、『樂家録』によれば3本であったことになる。⁽²⁸⁾しかし、現在の樂箏では5本になっている。⁽²⁹⁾梁板の数が増加した背景には、弦の張力の変化があるだろう。強く張られた弦に負けないよう、より多い梁板で楽器本体を守る必要が生じたものと思われる。



図1 現行の箏の内部構造

本コレクションの樂箏の場合には、〔葉菊〕を除き、3本の梁板であった。『樂家録』の記述と一致している。これが、時代や製作者の特徴、樂箏・俗箏の違いとどう対応するのかは、現時点では判断がつかない。表板内側の切り込みに梁板をはめ込む製法は、『樂家録』も本コレクションの箏も現在の箏も変わらない。箏〔武蔵野〕に残っていた梁板両端部の木片は、修復の際に、切り込みから梁板をうまく取り外せなかったことによるものだろう。

④ 箏〔紅雨〕(H-46-118) 写真7

全長が156.2cmで、紀州徳川家楽器コレクションの中では最も短い。しかし、頭端から竜角までの距離は11.2cmとなっていて、この数値は全長の7%にあたる。この割合はコレクションの中では最も高く、他の楽器よりも竜角の位置が中央寄りであることを示している。全長が短いという特徴に関しては、「鳥根題箋」に「妻琴と称して小形なり、依て代々幼年の節練習の為使用せらる」とある。「鳥根題箋」は田辺尚雄氏が書いたものと推定されており、記述内容の情報源は明確でない⁽³⁰⁾。

ここで、この楽器の最大の特徴である小型の箏について触れておこう。

箏の全長には時代的な変遷があった。『夜鶴庭訓抄』（平安末期）には「ことの長。五尺五寸そのむかしは有けるを。弘仁の御時に六尺六寸にかへ給ひ候」とあり、『體源抄』（1511）には「六尺四寸」、『楽家録』（1690）には「六尺二寸七分」と書かれている。

そのいっぽうで、用途にあわせた小型の箏が作られた。幼年者が使う楽器として、遠方に運搬しやすい楽器として、あるいは、狭い場所で弾く楽器として等々、用途は様々である。仮に約170cm以下の楽器を小型と考えた場合、本コレクションでは〔君が千歳〕と〔紅雨〕の2面が該当する。小型の箏は「車箏」「半箏」「半臥箏」「姫箏」などと呼ばれ、楽箏のみでなく筑紫箏や俗箏にも例

表3 江戸時代以前に製作された小型の楽箏一覧

所蔵	名称、資料番号	全長 (cm)	備考
春日大社	蒔絵箏	152.7	御神宝。平安時代。
彦根城博物館	30番 銘〔松風〕	123.5	焼印「治光」
	31番	125.4	焼印「治光」
	15番	127.6	焼印「治貞」
	32番 銘〔遷駕〕	127.7	天保4年に江戸の柏屋平兵衛信治が修復
	16番	134.7	焼印「治貞」
	18番 銘「帰雁」	152.0	粕近元（1602—1681）が日光へ赴く折に持参し、旅中に楽しんだ。
国立歴史民俗博物館	H-46-118 銘〔紅雨〕	156.2	四辻公方（1757—1824）遺物。「妻琴と称して小形なり、依て代々幼年の節練習の為使用せらる」
	H-46-115 銘〔君が千歳〕	167.0	「寛文の比神田何某かものせし」
東京国立博物館	3376番 車箏 銘〔吾世巨〕	127.3	賀茂季鷹車箏我背子記附
	3397番 車箏 銘〔小時雨〕	137.9	
	3157番 箏	161.5	
徳川美術館	銘〔小町〕	170.6	肥前守有馬貴純（生没年不明、戦国大名）が娘のために作らせる。尾張藩初代藩主夫人春姫愛用。
個人蔵（名古屋在）	「半箏」	108.3	徳川美術館旧蔵（54号）。葵の紋あり。「榮樹院様御道具」（尾張藩3代藩主綱誠夫人榮珠院新君（1654—1692）の道具か）。
常寂光寺	伝・車箏	165.0	伝・高倉天皇が小督に与えたもの。『山州名跡誌』に掲載。『都名所図会』には「車琴（しゃきん）」。
因幡堂（平等寺）	伝・車箏	151.0	伝・小督の箏で、清閑寺旧蔵。『集古十種』に図あり。
霊鑑寺		122.1	
與賀神社		146.2	佐賀藩主が1695年に寄進。

がある。筑紫箏が誕生した背景との関連も指摘されている⁽³¹⁾。小型の箏の調査は別に行っている⁽³²⁾ので稿をあらためるが、参考資料として、江戸時代以前の小型の楽箏の主なものを表3に示しておく。小型の筑紫箏と俗箏は含めていない。190cm前後の箏が標準的に使われるいっぽう、小型の楽箏にも需要と普及があったことを指摘できる⁽³³⁾。

箏「紅雨」に話を戻そう。付属品の内箱には、四辻公万の筆による「家器しくれの箏につま音のよく似よりたりければ、いにしへより紅葉の雨てふ銘あり、猶また後代これをつゝめて紅雨となん呼はへりける」という金文字の蒔絵がある。また、「鳥根目録」には「四辻公万遺物として、文政七年治宝卿へ被進」とあり、同様の内容が「鳥根題箋」にも書かれている。

四辻家は箏や和琴を家業とし、その24代当主が公万（1757—1824）である。箏「紅雨」が遺品として進上された文政7年は、公方が亡くなった年にあたる。箏「紅雨」の音と似ていると内箱に書かれている「家器しくれの箏」は、三の丸尚蔵館に現在所蔵される箏「時雨」（全長186.6cm、頭端幅24.6cm）⁽³⁵⁾を指す可能性が高い。箏「時雨」は、明治4年、四辻家28代当主の公賀（1840—1880）より皇室に奉還された楽器である。

本コレクションには、箏「紅雨」のほかにも、四辻家に関連する資料がある。四辻家25代当主公説（1780—1849）の遺品である爪袋箱（H-46-148）、四辻家より贈られた箏爪（H-46-152）、四辻家伝来の箏譜（H-46-159-13、H-46-159-14）である。箏譜（H-46-159-13）は、22代当主公亨（1728—1788）が所蔵した楽譜の写しと伝えられる。

これらはいずれも、徳川治宝と四辻家との緊密な関係を示している。本コレクションに含まれる楽書ではないが、徳川治宝は、文化12年（1815）、四辻公説から箏の伝授書『指月記』をもらい受けた⁽³⁷⁾。その跋文に公説は、「紀の国の大守たる人の風雅の道にこゝろあつくまつりことの余力もて雅楽をもまなひぬ」と書き、治宝（「紀の国の大守たる人」）の雅楽の道を開く一助として同書を書き綴った旨を記している。

箏「紅雨」の表板には箏柱による摩擦痕が多く残り、補修痕もある。玉戸と金戸は木地のままであり、玉戸周囲の縁取りの幅は狭い（写真7）。箏「君が千歳」「葉菊」「雲雁」の玉戸と金戸が金泥地珽瑠貼であり、玉戸周囲に象牙象嵌・木画技法による幅広の縁取りがある装飾性とは対照的である（写真3を参照）。玉戸にはごくわずかの金箔を見る。虫食いなどで珽瑠が欠損したのちに残った金箔と推測できるいっぽうで、意図的に木地を見せるための金箔である可能性も否定できない⁽³⁸⁾。井伊家伝来楽器の箏「佐々波」（1437年に製作）⁽³⁹⁾や箏「子の日」（1448年に製作）に例があるように、江戸時代より前に製作された箏の場合、木地そのままを見せる玉戸や金戸など、装飾性の薄いものが多い⁽⁴⁰⁾。頭端から竜角までの距離が長く、玉戸が大きいという特徴も、箏「紅雨」が江戸時代より前に製作された箏である可能性を示している。ただし、時代による箏の形態変化については今後の研究が必要であり、⁽⁴¹⁾断定は難しい。

内部観察では、3本の梁板を確認できた。接着剤らしきものが黒くはみ出している。表板の内側には黒い部分が見え、墨書の可能性もあるが、埃などの付着により判断できなかった。ノミ目は付けられていない。

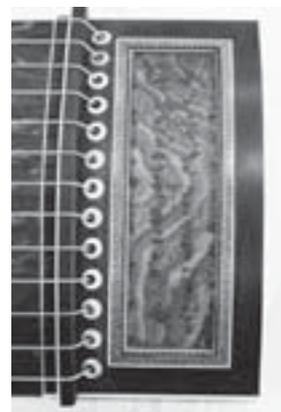


写真7 【紅雨】の玉戸

⑤ 箏[雲雁](H-46-119) 写真8

全長は192.9cmで、歴博所蔵の箏の中では最も長い。

「島根目録」には「錯姫様御譲」とあるが、その伝来の根拠を記す文書はない。錯姫（1795—1827）は、コレクションを蒐集した徳川治宝の娘で、仙台藩伊達齊宗（1796—1819）の正室となった人物である。

ノミ目は、頭部と尾部の音穴から見ることであり、整然とした簾れ目彫りである（写真8）。頭部は頭端から竜角位置に相当する表板内側までの領域に、尾部は尾端から雲角位置に相当する表板内側までの領域に、簾れ目彫りのノミ目を付けている。加えて、内部観察によって、音穴から見えない中央部の表板内側にも大きな綾杉文のノミ目を確認できた。ノミ目は浅く粗い。綾杉文のノミ目は、尾部側では簾れ目彫りにごく近い位置から開始し、頭部側では1本目の梁板に近い位置から開始する。梁板は3本である。



写真8 〔雲雁〕内部のノミ目

内部観察では、裏板の内側に2行にわたる墨書銘を確認できた。しかし、汚れの付着が激しく、梁板の下に隠れる文字もあったため、全てを解読できなかった。1行目は製作者または修復者の名前、2行目は製作または修復を行った年記である。解読できた文字は、1行目の「石村」と2行目の「極月」である。「石村」で始まる人名は「衛」で終わるようにも見えたがはっきりしない。地誌類に紹介される石村姓の箏師には、石村薩摩、石村因幡、石村八兵衛、石村伝兵衛、石村善右衛門、石村彦左衛門、石村利兵衛、石村平兵衛⁽⁴²⁾などがある。

②……………箏(紀州徳川家伝来楽器コレクション以外)

歴博には、本コレクションとは別に、5面の箏が所蔵されている。今回の調査では、このうちの3面、箏〔松風〕(F-172)、箏〔山下水〕⁽⁴³⁾(F-199)、箏〔銘なし(短胴)〕⁽⁴⁴⁾(F-224)の調査を行った⁽⁴⁵⁾。法量は表2に示してある。

① 箏[松風](F-172) 写真9

この楽器は、田辺秀雄氏の論文「『集古十種』にある「松風箏」について」(『東海大学紀要 教養学部』第7, 1976)に紹介されている楽箏で、平成元年度に歴博の所蔵となった。田辺氏が調査した時点での楽器の所有者は、名古屋の山田銀市氏である。山田氏は、戦時中に、姫路家から骨董品として入手したという。田辺氏は、『集古十種』に紹介される姫路家蔵の箏〔松風〕と山田氏所蔵の箏〔松風〕の法量が一致しないことを指摘したうえで、法量の不一致は度外視すべきであり、両者は同一楽器であろうと述べている。

付属文書⁽⁴⁶⁾によれば、この楽器は1327年(嘉暦2)に藤原資房⁽⁴⁷⁾が製作したものという⁽⁴⁸⁾。1667年(寛文7)と1703年(元禄16)に補修されており、その当時は天王寺方楽家の林家が代々伝える楽器



写真9 【松風】

であった。補修の経緯を記す書状は箏内部の墨書の写しと思われ、上部に「寛文七 丁未 修覆之」とある。下部には、「松風」という銘とともに、林広厚（1633—1710）が代々伝える楽器であること、元禄16年3月に補修を行ったこと、林広満（1662—1706）の名前と花押、補修を行った工人「神田内匠」の名が書かれている。神田内匠は、『京羽二重大全』の1745年版、1768年版、1784年版に、⁽⁴⁹⁾京都の箏師として載る人物である。

全長は182.5cmで、表板には使用痕が残る。形態上の特徴としては、尾部の音穴が尾端に接しており（音穴周囲の縁取りの一端が尾端に接合している）、尾部側の音穴と尾端との距離が近い（2.6cm）。内部に整然としたノミ目はない。ただし、頭部側の表板内側には斜めのノミ目、尾部側の表板内側には簾れ状のノミ目が浅く残る。玉戸と金戸は木地をそのまま見せており、玉戸周囲の竜帯の装飾性はうすい。玉戸部分の造作からは、江戸時代より前の箏である可能性をうかがわせる。朱色の枕糸を挿入しているが、田辺氏の論文に掲載される箏「松風」の写真にこの枕糸はない。枕糸が挿入された時期は不明であるが、本来は楽箏であるこの楽器を、ある時点から俗箏として使った可能性を示している。箏「松風」には箏柱と箏爪が付属し、後述するように、箏爪の形状は楽箏用と異なる。楽家の林家では楽箏、姫路家に移ってからは俗箏として使ったために、付属品として残った爪であるのかもしれない。

②箏「山下水」(F-199) 写真10

この楽器については、宮崎まゆみ氏の論文「名箏「山下水」考」（『宮崎大学教育文化学部紀要 芸術・保健体育・家政・技術』第6号，2002）に詳細な考察がある。

表板内側の墨書銘によれば、1788年（天明8）6月、江戸の楽器商・菊岡内匠重栄によって作られた。紀州徳川家が命じて作らせた幕府所蔵の名器「山下水」の模造品と伝えられている。宮崎まゆみ氏は、命じた人物を8代藩主重倫（1746—1829）に比定している。

幕府所蔵の「山下水」については、『譚海』『耳囊』『一話一言』『甲子夜話』などに詳しい。それらを整理した宮崎氏の考察を要約すれば、次のようになる。そもそもの楽器は、後水尾天皇の中宮として1620年（元和元）に入内した徳川和子（1607—1768，2代将軍秀忠の娘）の婚礼調度であった。和子はこの楽器を、1657年（明暦3），4代将軍家綱に輿入れする伏見宮貞清親王の娘・顕子に譲る。その後はどういう経緯によるものか破損した状態で上野の古道具屋の店頭にならぶことになり、それを買い求めた黒田直邦は1712年（正徳2）に修復したのち、8代将軍吉宗に献上した。11代将軍家斉の正室（寔子）が江戸城で所持していたことはわかっているが、その後の所在は不明である。したがって、歴博の箏「山下水」は、模造品とはいえ、名器をしのぶ貴重な存在となっている。

全長は191.5cm。使用痕がある。頭部から尾部にいたる表板の内側には、整然とした簾れ彫りのノミ目を付けている。頭部竜頬と尾部竜頬に加え、磯にも薄板を張って豪華な装飾をほどこしており、なかでも金銀による蟹の象嵌は見事である（写真10）。古道具店で黒田直邦が購入した本物の「山下水」に蟹の飾りがあり、これを模したのである。『耳囊』は、本物の「山下水」について、「赤胴の蟹をひしと彫付有り」と紹介している。蟹文は、甲羅をつけた蟹の姿が尚武に通じると解釈され、魔を封じる文様として武家に好まれた。箏の加飾には後補例が多いので断定はできないが、製作時からの意匠と仮定すると、武家出身の女性の婚礼調度であった「山下水」にこめられていた特別の思いを感じ取れる。



写真10 「山下水」

ところで、歴博におけるこの箏の資料名称は「楽箏（山下水）」とあり、俗箏に多い磯飾りがあるにもかかわらず、俗箏ではないという判断である。宮崎氏は、枕糸がない点、俗箏に多い玉取竜の金具が玉戸にない点、ソリが小さい点、雅楽器取り扱い商の菊岡内匠重栄の製作である点を根拠に、楽箏として製作された可能性が高いと推測した。ソリが小さい点を根拠にしているのは、楽箏から俗箏への変遷において、ムクリとソリが大きくなり、ソリの最高位置が頭部寄りに移動するという仮説に基づいている⁽⁵²⁾。確かに、本コレクションの楽箏と箏「山下水」を比較してみると（表2参照）、ムクリとソリの大きさ、ソリ最高点の位置などに、顕著な違いは見られない。したがって、歴博の箏「山下水」を楽箏と仮定する宮崎氏の推測を私も支持する。しかし、いっぽうでは、箏「山下水」が模造品である事情に鑑みて、本物の「山下水」が製作されたときに楽箏と俗箏の違いがどの程度意識されていたのか、修復時や模造時に楽箏と俗箏の違いを意識する必要はあったのかなど、検討したい問題はある。

③箏[銘なし(短胴)](F-224) 写真11

平成4年度に歴博所蔵となった楽器で、歴博における資料名称「箏（短胴）」の通り、全長120.0cmという小型である（写真11）。

内部には、整然とした簾れ彫りのノミ目を付けている。頭部に散らす葵文と茗荷文の螺鈿以外には飾りのない素箏で、口前や音穴周囲の加飾もない。通弦孔には、穴を穿った象牙をはめ込む。歴博所蔵のほかの箏の通弦孔が、座金の周囲を螺鈿で飾って鴨目を作るのとは対照的である。表板には使用痕と修理痕がある。緑色の枕糸が挿入されており、俗箏として使われた。

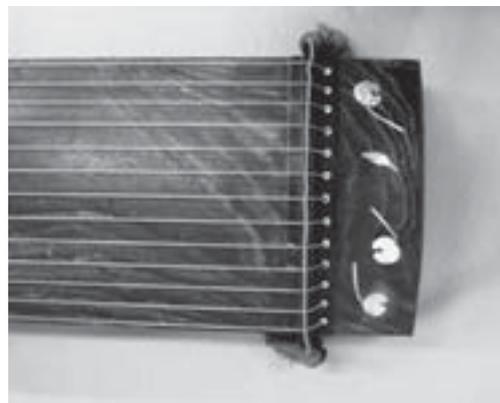


写真11 箏（短胴）

付属文書がなく製作や伝来の情報はないが、この楽器のような小型の俗箏は「半箏（半琴）」と

呼ばれて江戸時代に広く知られていた。たとえば、1848年（嘉永元）に発行された大坂菊筋古生田流の伝授書（「箏秘曲伝授卷」⁽⁵³⁾）には、中国の箏の説明に続き「古の箏は長三尺柱三寸なり 是今の半琴に似り」（傍点は野川による）と書かれている。前述の小型の楽箏例と同様、俗箏においても小型の箏が広く用いられていた。

③……………箏柱

調査した箏柱は、特定の箏に付属するものが5組（本コレクション以外の1組を含む）、単独所蔵されるものが8組の計13組である。螺鈿や蒔絵の加飾の美しいものが多い。特定の箏に付属する箏柱の場合には、[葉菊]には葉菊文様の箏柱というように、箏本体と箏柱の意匠の統一がはかられている。統一例のうち156-1の箏柱（桜楓蒔絵）では、桜の蕾の開き具合が1点1点異なっており、意匠美の粋が尽されている。[葉菊]の意匠も、1点1点異なる（写真12）。

分量は表4に示した。1組に含まれる箏柱の点数は、弦数に対応する13点とは限らない。「点数」の欄に、1組に含まれる箏柱の数を記した。1組の箏柱は、揃いの大きさで作られている場合と、それぞれに違う場合がある。大きさの違う箏柱で1組をなす場合には、ABCというように細分類した⁽⁵⁴⁾。F-172の箏柱（箏[松風]の付属品）（写真13）については、0.1mm以下の単位でそれぞれに大きさが異なり、分類は四捨五入による便宜上のものである。

表4に示されているように、形態には、①木製の本体に象牙製の先端部を接合する甲柱（かぶとじ）タイプ、②木製の本体の先端の溝に象牙を埋めこむタイプ、の2種がある。脚部のアーチの内側には、象牙の薄板を貼るものが多い。

多くは、全長より脚部の開き（外側）⁽⁵⁵⁾が大きい楽箏用の箏柱の特徴を示す。116は5mm大きく、156-3は6mm大きい。しかし、156-1・156-4・156-7は全長より脚部の開きが小さく、156-2・156-6は全長と脚部の開きが同じ長さである。調査例を今後も増やしていくことによって、楽箏の箏柱における時代差と個体差の状況を解明していく必要がある。俗箏の箏柱であるF-172には、脚部の開き（外側）が全長より2mm大きいものが多い。

箏柱に関連する付属品には「箏柱用畳紙」（H-46-115, H-46-116, H-46-119）と「柱袋」（H-46-117, H-46-119）がある。このうち「箏柱用畳紙」は箏柱を横に並べて納めるもので、『愚聞記』（1405年写）には「柱裏物」⁽⁵⁶⁾、『樂家録』には「柱包 コトヂツ、ミ」⁽⁵⁷⁾という名で紹介されている。かつては、これを表板中央部の弦の下にはさみこんで片付ける習慣があった。「柱袋」の形状は、H-46-117が八角形、H-46-119が鬩斗形である。治宝が四辻公説より受け取った『指月話』には、「柱袋ハ六カクニテ底板ノ無ヲ最上トス 又柱包ハウスヤウノ重ネ或檀紙ナドヲ用ユベシ」と書かれているが、本コレクションに六角形の柱袋はない。

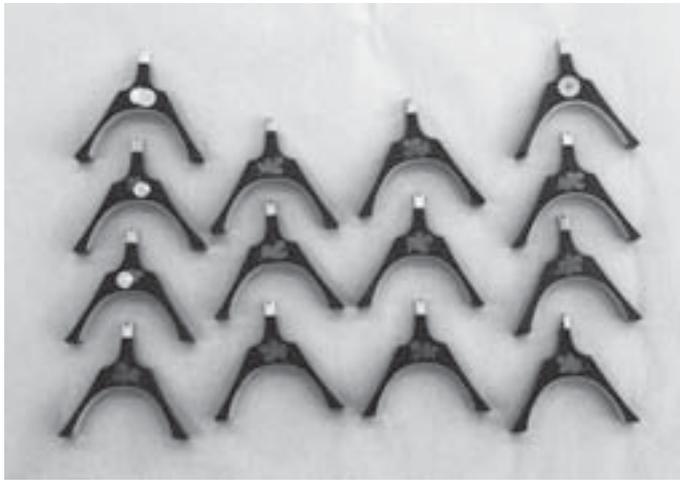


写真12 【葉菊】の箏柱



写真13 【松風】の箏柱と箏爪

表4 調査した箏柱の量尺 (単位は cm)

歴博資料番号 (ABCは 野川分類)	H-46-																F-172						
	115	116	117	119			156-1	156-2	156-3		156-4	156-5	156-6	156-7			156-9	F-172					
				A	B	C			A	B				A	B	C		A	B	C	D		
歴博資料名称*1	〔君が千歳〕	〔葉菊〕	〔武蔵野〕	〔雲雁〕			(桜楓蒔絵) 箏柱	(紫檀製・小) 箏柱	(紫檀製・中) 箏柱		(黒檀製・大) 箏柱	箏柱 (紫檀製楓 文付)	箏柱 (浜松蒔絵)	箏柱 (白木)			箏柱 (千鳥蒔絵)	〔松風〕					
点数	14	14	13	1	1	11	13	14	14	1	13	13	13	13	13	13	13	13	1	5	6	1	
全高	5.0	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.2	4.1	4.6	5.1	5.2	4.7	5.1	4.0	4.0	3.3	5.4	4.6	4.7	4.7	4.7	4.8	
肩までの高さ	3.0	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1	1.8	3.0	3.0	3.2	2.8	3.1	2.8	2.5	2.1	3.3	2.8	2.8	2.9	2.8	2.8	
脚部アーチ中央までの高さ	2.0	2.0	2.1	2.0	2.0	2.0	1.8	1.5	1.9	2.1	1.9	1.9	1.9	1.4	1.2	1.3	2.1	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
脚部の開き (外側)	5.1	5.4	5.3	5.3	5.1	5.3	5.0	4.1	5.2	5.7	5.1	5.0	5.1	3.7	3.7	3.3	5.2	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	
脚部の開き (内側)	4.1	4.2	4.2	4.2	4.0	4.1	3.8	3.0	4.2	4.6	3.5	2.2	3.7	2.9	2.9	2.3	3.7	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8	
肩開き	2.2	2.0	1.9	2.1	2.1	2.1	2.2	1.7	1.9	2.1	2.2	2.0	2.2	1.8	1.7	1.8	2.3	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	
上端幅	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.4	0.4	0.4	0.7	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
側面最大幅	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.4	1.0	1.1	1.1	1.5	1.1	1.2	1.0	1.1	0.8	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
先端の溝のみ 象牙								○			○			○									
甲柱	○	○	○	○			○		○			○	○				○	○					
脚部アーチに 象牙	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○			○	○					
本体の素材	紫檀	紫檀	紫檀	紫檀			紫檀	紫檀	紫檀		黒檀	紫檀	紫檀	白木			紫檀	紫檀					
文様	紅葉、 雁	葉菊	菊花	雲雁			桜、楓					楓、鳥					千鳥						

*1 [] は、付属の箏の銘

④……………箏爪

本コレクションには、「爪三種」という資料名称で、6組の箏爪が含まれている。表5にA～Fの記号をつけた6組である。このA～Fは野川による仮記号であるが、以下、この記号を用いて述べていく。

全6組のうちの5組ABCEFは、それぞれ、大中小3点の爪(親指用、中指用、人差指用)のセットである。残る1組(D)は大1点と中1点と小2点の計4点のセットである。箏爪に関連するものとしては、2点の爪袋箱(H-46-148, H-46-148), 10点の爪袋(H-46-150-1~5), 23本の爪形(H-46-157)がある。爪形は木製の棒で、爪帯を作るための雛形である。

ABCの箏爪は、それぞれ大中小の爪が入れ子にしてまとめられ、紐で台紙に結び留められている。爪帯(革製)の色は、Aが金色、Bが銀色、Cが紫色である。付属品の箱には「御爪 金銀紫」と墨書され、さらに「金革御爪一具 天保六未年正月元日 御目見医師 八田良平差上」と記す紙片も貼付されている。箱と台紙の大きさは一致するので、「御爪一具」がABCを指すのは間違いない。いっぽうDEFの箏爪は、八田良平が献上した当初から箱に入っていたものであるのか、判断がつかない。

付属文書には2種の書状があり、どちらも10月28日付けで、芝掃部季と松岡造酒から池永斧三郎あてに差し出されている。内容的には、「前大納言」から聞いた箏爪の由来である。この「前大納言」は、箏の相伝に関わった人物である点、書状の差出人が朝廷の官人である点を考えれば、四辻家の当主と判断できる。この箏爪とは別に扱われている本コレクション資料の爪袋箱(H-46-148)には、4月19日に亡くなった四辻家の「前大納言」の遺品であると記載する付属文書があり、この「前大納言」は、没日から考えて四辻公説(1780—1849)である。四辻公説は、すでに述べたように、徳川治宝の楽箏の師である。

152-①の書状には、「金革御爪」は「両曲御伝授」が済んだときに前大納言から紀伊中納言に贈られたものとの記述がある。⁽⁶⁰⁾「紀伊中納言」は徳川治宝を指し、治宝が中納言であったのは1791年から1816年である。

表5 調査した箏爪の法量 (単位は cm)

歴博資料番号 (A～Fは 野川による)	H-46-152 爪三種												F-172 (銘 [松風])			[野川]				
	台紙貼付*1			D金帯				E金帯			F銀帯			大	中	小	大	中	小	
	A金帯	B銀帯	C紫帯	大	中	小	小	大	中	小	大	中	小							
全長				2.9	2.7	2.5	2.5	3.1	3.1	2.8	3.1	3.2	3.0	3.6	3.5	3.4	2.6	2.3	2.3	
爪頭の長さ	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.5	0.8	0.8	2.2	2.2	2.1	0.6	0.6	0.5	
爪頭の下端幅	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	
爪頭の厚み	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
爪帯の長さ				1.9	1.6	1.5	1.5	2.0	1.8	1.7	1.8	1.9	1.8	0.7	0.7	0.7	1.5	1.4	1.3	
爪帯上部横幅				1.4	1.4	1.5	1.5	1.8	1.7	1.5	1.7	1.5	1.5	1.7	1.6	1.3	1.6	1.7	1.5	
爪帯上部縦幅				1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	1.7	1.5	1.8	1.4	1.3	0.9	0.8	0.7	1.5	1.2	1.3	
爪帯下部横幅				1.9	1.9	1.8	1.8	2.4	2.1	2.0	2.3	2.1	2.0	2.0	1.9	1.6	2.2	1.9	1.9	
爪帯下部縦幅				1.9	1.9	1.8	1.8	2.4	2.1	1.9	2.2	2.1	2.0	1.2	1.0	0.8	1.7	1.7	1.5	
														爪頭の最大幅	0.8	0.8	0.8			

*1 ABCは、入れ子にした大中小を台紙に貼付する形状。そのため、計測は外側にある大の爪頭部分のみとした。

152-②の書状には、「金革弾古爪」は「両曲御相伝」が済み、《蘇合香》の伝授に執心しているのを喜んで前大納言が贈ったもの、「銀帯弾古爪」は「お京殿」に贈ったものとの記述がある。書状2通に書かれた「金革御爪」「金革弾古爪」「銀帯弾古爪」がDEFに対する記述である可能性を推測するが、断定はできない。金革帯の異なる箏爪2個に対する記述があることから考えて、ABCに関する記述ではないだろう。

書状にある「両曲」に関連しては、本コレクション資料に『両大曲』(H-46-159-18)と題する琵琶譜があり、《蘇合香》と《万秋楽》が収録されている。1835年(天保6)11月に授与された琵琶譜であるので箏爪と直接に関連するものではないが、収録される《蘇合香》と《万秋楽》は唐楽4大曲に含まれ、秘事の多い特別な曲であった。『楽家録』が伝える箏爪の「古法」によれば、《蘇合香》の伝授が終わっていない段階での自分の爪の使用は許されなかった⁽⁶¹⁾という。この古法は徳川治宝の時代にはすでに行われていなかったが、《蘇合香》と《万秋楽》が相伝上の重要な曲として位置付けられていたことは間違いない⁽⁶²⁾。

表5に箏爪の法量を示した。本コレクションの箏爪6組と箏[松風](F-172)に付属する箏爪1組の法量とともに、参考のために、現在の楽箏の爪(野川所有)1組の法量も示してある。

本コレクションの箏爪は、現在の楽箏の爪と比較すると、竹で作られた爪頭部分が若干長く(平均0.7cm)、やや尖っている(写真14)。『楽家録』には、爪頭は厚7厘(0.2cm)程度、横1分(0.3cm)程度、長さ1分半(0.5cm)程度と記されており、これよりも若干長い。



写真14 箏爪E

いっぽう、箏[松風](F-172)に付属する箏爪(写真13)は楽箏用ではない。爪頭は象牙製で、形は松代八橋流の爪に似ている。江戸時代初期の筑紫箏あるいは俗箏の爪である可能性を示唆している。

おわりに

楽器は、時代、用途、使う人の好みなど、さまざまな条件のなかで変容する。その状況を知るための楽器調査が重要となるが、製作や伝来に関する情報の少なさが大きな壁となっている。したがって、文書類が付属し、質量ともに充実した本コレクションは、楽器史構築の柱ともなるべき貴重な存在である。言うまでもなく楽器史の解明は積み重ねによって進展する。本稿で扱った箏の考察も、先行研究に基づいている。積み重ねの中で、法量をはじめとする調査結果が意味を持つ。今回報告した箏の場合、多くは江戸時代の製作と思われる、一部は江戸時代をさかのぼる可能性を指摘できた。製作年代をはっきりと特定できる例は少ないが、箏[山下水]を除き、法量を含む報告は初めてである。ファイバースコープによる内部観察がもたらした成果もあった。この調査報告を一つの事例として、今後の楽器研究をさらに進めていきたい。

最後になったが、本稿の執筆にあたり、資料の閲覧や情報の提供など、多くの方にご教示・ご協力を賜った。心よりの御礼を申し上げます。

註

- (1)——国立歴史民俗博物館における正式のコレクション名称は「紀州徳川家伝来雅楽器」。本稿では、雅楽器以外の楽器も含むコレクションであることを考慮して「紀州徳川家伝来楽器コレクション」という名称を用いた『国立歴史民俗博物館資料図録3 紀州徳川家伝来楽器コレクション』(2004)にならう。
- (2)——本コレクションの文書類も含めると、『楽譜要録』巻14(H-46-159-11),『箏の譜』(H-46-159-13),『箏譜』(H-46-159-14),『仁智要録』(H-46-159-15),『奏声譜』(H-46-159-20),『箏譜』(H-46-159-28)が箏に関連する。ここに列挙した書名は歴博の資料名称による。
- (3)——内部観察は行っていない。
- (4)——「島根目録」に記載された箏の製作年代や伝来に関する情報は、『財団法人松江博物館所蔵 雅楽器総目録—昭和46年—』(島根県立博物館, 昭和46)にいたるその後の目録類に継承されている。
- (5)——本稿では、楽器の銘を[]を用いて記す。
- (6)——小島美子「音楽史から見た紀州徳川家楽器コレクション」(前掲『国立歴史民俗博物館資料図録3 紀州徳川家伝来楽器コレクション』)318ページ。
- (7)——水野僚子「紀州徳川家旧蔵楽器コレクションの伝来について」(前掲『国立歴史民俗博物館資料図録3 紀州徳川家伝来楽器コレクション』)327ページ。
- (8)——水野僚子「紀州徳川家旧蔵楽器コレクションの伝来について」(前掲)327ページ。
- (9)——「H-46-115」は、歴博の資料番号。②以下の箏についても、見出しの楽器名称のあとに歴博の資料番号を記した。
- (10)——本稿では、弦名に「」を付け、「一」「二」「三」…「十」「斗」「為」「巾」と記す。
- (11)——付属文書の番号は、前掲『国立歴史民俗博物館資料図録3 紀州徳川家伝来楽器コレクション』による。
- (12)——野川美穂子「三の丸尚蔵館の部 箏」(平成13, 14, 15年度科学研究費補助金[基盤研究©(2)]『古楽器の形態と音色に関する総合研究』研究代表者高桑いづみ, 2004)74ページ。
- (13)——齋藤望「井伊家伝来楽器の在銘資料(下)」(『彦根城博物館 研究紀要』第20号, 2009)58ページに写真掲載。
- (14)——宮崎まゆみ「箏の時代的変遷に関する一考察—井伊家伝来資料35点の調査と分析—」(『武蔵野音楽大学研究紀要』XII, 1979)145・146ページ。齋藤望「井伊家伝来楽器の在銘資料(下)」(前掲)47・48ページ。これらの論文には、19世紀に刊行された『北窓瑣談』『仮名世説』『筠庭雑考』などに紹介される治貞(春貞)についての言及もある。
- (15)——宮崎まゆみ「箏の時代的変遷に関する一考察—井伊家伝来資料35点の調査と分析—」(前掲), 齋藤望「井伊家伝来楽器の在銘資料(下)」(前掲)を参照。
- (16)——畦地慶司「近世京都の楽器職人と楽器商の系譜—地誌類による—」(『東洋音楽研究』第63号)57-76ページ。
- (17)——齋藤望「井伊家伝来楽器の在銘資料(中)」(『彦根城博物館 研究紀要』第13号, 2002)32ページ。
- (18)——宮崎まゆみ『箏と箏曲を知る事典』(東京堂出版, 2009)には、江戸時代までの神田姓の箏師と楽器商に関する考察がある。明治期の神田姓の箏師については、多忠龍『雅楽』(六興商会出版部, 1942)に、正倉院楽器の修復を行い、京都から東京に移住して明治20年頃に亡くなった神田重助に関する記述がある。また、田辺尚雄『三味線音楽史』(創思社, 1963)には、京極流箏曲家鈴木鼓村の娘の友人が神田家の末孫であったとの記述がある。
- (19)——「胴梁(胴張り)」とも呼ぶ。『楽家録』(1690)では「木度」と呼ぶ。梁板に関する考察は、箏[武蔵野]の項目で一括して行う。
- (20)——『琴の響』(福山邦楽器製造業協同組合, 1988)116ページ。
- (21)——齋藤望「井伊家伝来楽器の在銘資料(中)」(前掲)33ページ。
- (22)——畦地慶司「近世京都の楽器職人と楽器商の系譜—地誌類による—」(前掲)。
- (23)——『楽家録』(1690)によれば、接着剤はニカワ。現在の箏製作では、ニカワや酢酸ビニール系の接着剤を使う。『琴の響』(福山邦楽器製造業協同組合, 1988)113ページ。
- (24)——音色に関わる表現であると思われるが、意味不明。こもった音色になるという意味か。
- (25)——『琴の響き』(前掲)61ページ, 114ページ。
- (26)——『日本音楽大事典』(平凡社, 1989)が紹介する箏の製法では、幅3cm, 厚1.2cm程度の梁板を4本入れる。
- (27)——『箏曲大意抄』では、梁板を「ハリイタ」と記す。秋霧形の箏の梁板は、幅7分, 厚1.5分と記されて

いる。

(28)——『箏曲大意抄』に掲載される「虬箏 一名 あやめ形」の梁板も、概略図ではあるが、5本であるように見える。

(29)——東京都文京区の小川楽器店よりご教示。

(30)——「島根題箋」によれば、箏〔紅雨〕の付属品には「添状六通」があった。この添状が情報源とも考えられるが、添状の現所在は不明であるため確認できない。

(31)——宮崎まゆみ『筑紫箏音楽史の研究』（同成社、2003）109ページ。宮崎まゆみ『箏と箏曲を知る事典』（前掲）342ページ。

(32)——平成21・22年度科学研究費補助金による「古楽器の形態変化およびジャンル間の交流に関する総合研究」（研究代表者・高桑いづみ）。

(33)——雅楽家の芝祐祐先生によれば、ご所蔵の192cmの箏と150cmの箏では音色が違い、192cmの箏のほうがよく響く。

(34)——付属品の掛幅に、内箱の蒔絵と同じ文字の下書が貼付されている。

(35)——野川美穂子「三の丸尚蔵館の部 箏」（前掲『古楽器の形態と音色に関する総合研究』研究代表者高桑いづみ）74ページ。芝祐泰『雅楽通解 楽史篇』（国立音楽大学出版部、1967）には「皇室御楽器」として〔時雨〕の名がある。

(36)——後述する箏爪の項を参照。

(37)——南葵文庫。羽塚啓明編『日本楽道叢書』九編に翻刻がある。

(38)——中里壽氏のご教示による。

(39)——表板内部の墨書銘によれば、「朝廷之御箏師神田近江守」による後補の加飾（竜頭と竜尾を香木で包む）がある。玉戸は木地をそのまま見せている。箏の装飾には、製作時によるものと後補によるものがあり、「佐々波」のような墨書銘が残されていない場合の判別は難しい。

(40)——宮崎まゆみ「箏の時代的変遷に関する一考察—井伊家伝来資料35点の調査と分析—」（前掲）149・153ページ。

(41)——時代による箏の形態変化に関する現時点での推測は、宮崎まゆみ『箏と箏曲を知る事典』（前掲）に詳しい。宮崎まゆみ「箏の時代的変遷に関する一考察—井伊家伝来資料35点の調査と分析—」（前掲）、宮崎まゆみ「箏の時代的変遷に関する一考察Ⅱ—松代藩真田家および真田勘解由家伝来資料9点の調査と分析」（『武蔵野音楽大学研究紀要』XIV、1982）などの研究成果に基づ

き、要領よくまとめられている。

(42)——「江戸幕府御用達職人」（『日本史辞典』角川書店、1974）。

(43)——歴博の資料名称は「楽箏（山下水）」。

(44)——歴博の資料名称は「箏（短胴）」。

(45)——調査しなかった箏には、生田流の箏（F-192）と沖縄の楽器一式に含まれる箏（F-71-3）がある。

(46)——付属文書は6種類ある。①現所在不明のオリジナルの箏の由来書の書き写し。田辺氏が論文に「写真2」として掲載している。②現所在不明のオリジナルの箏の由来書の書き写し。前掲①と同じ内容であるが、縦長の紙に書かれている。③「松風箏記」（1755・宝暦5）④前出③を書き写したもの ⑤「右ハ酒井雅楽頭殿の家蔵に松風と云フ箏アリ」と始まる書状、⑥箏の補修に関する書状の6種である。①は、オリジナルの箏の由来書を書き写す際に解読できなかった文字を「字不見」と書くなど、本来の由来書の内容とは一致しない。この①をもとに、③④⑤が記された。②は、オリジナルの由来書を実見しながら由来書に近い形に写している可能性、①に基づく写しである可能性、どちらも判断がつかない。田辺氏の論文に紹介されているのは、①③⑥である。

(47)——『春記』を書いたことで知られる平安時代の公卿・藤原資房（1007—1057）は、「嘉暦二年」（1327）との年代があわない。

(48)——年代情報は、付属文書①には「字見不——二年 丁卯」とあり、元号部分が判読されていない。②は「○○○○丁卯」と書く。③④⑤では、「丁卯」という干支から嘉暦2年と推定している。人名情報は、①に書かれる「藤原資●」の「●」の文字を③④⑤は「房」と解読している。しかし、この解釈にしたがうと、註47に示したように年代情報と人名情報に矛盾が生じる。

(49)——畦地慶司「近世京都の楽器職人と楽器商の系譜—地誌類による—」（前掲）参照。

(50)——箏を磯側から見たときの表板のカーブ。

(51)——箏を頭端側から見たときの表板のカーブ。中央部が高くなっている。

(52)——註41参照。

(53)——『三曲』66号（1927年9月）58・59ページ。

(54)——1mm以下の違い。

(55)——宮崎まゆみ『箏と箏曲を知る事典』（前掲）348ページ。

(56)——『愚聞記』上（『国書寮叢刊 伏見宮田蔵楽書集成 二』116ページ）。

(57)——『楽家録』巻之一（日本古典全集『楽家録 一』

230 ページ)。

(58)——『體源鈔』十ノ下(日本古典全集『體源鈔 三』1300 ページ)と『樂家録』一(前掲 231 ページ)に柱包が描かれている。宮崎まゆみ氏は、『石山寺縁起絵巻』と『住吉物語絵巻』の箏に見られる柱袋の描画を指摘している(宮崎まゆみ『箏と箏曲を知る事典』前掲)。

(59)——箱の墨書には「廿四本」とあり、1 本紛失している。

(60)——金革の箏爪の使用を許可する書状には、1842

年(天保 13)9 月 2 日付けで、四辻公説(「前大納言公説」)から彦根藩 14 代藩主井伊直亮(1794—1850)に授与されたものがある(彦根城博物館所蔵。台帳番号「楽譜・伝授状 1-16」)。

(61)——『樂家録』卷之八「第十四 箏爪之法」(日本古典全集『樂家録 一』233 ページ)。

(62)——彦根藩井伊家に伝来する箏の楽譜(彦根博物館所蔵)には、1842 年(天保 13)に四辻家から伝授された《蘇合香》と《万秋楽》の箏譜の写本がある。

(東京芸術大学音楽学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2010 年 5 月 24 日受付, 2011 年 2 月 21 日審査終了)

***Koto* of the Heirloom of Kishu-Tokugawa Family**

NOGAWA Mihoko

This article reports research on the musical instrument collection of the heirloom of the Kishu-Tokugawa Family (owned by the National Museum of Japanese History) conducted in 2008 and 2009. Many instruments of this collection compiled by Tokugawa Harutomi, the 10th feudal lord of the Kishu domain, are Gagaku instruments. In this article, mainly, *Gakuso*, *Kotoji* and *Kotozume* are described. Aside from this collection, five pieces of *koto* are owned by the National Museum of Japanese History, and research on three pieces of *koto* was conducted in 2009, which is also reported in this article. Therefore, this article describes a total of eight pieces of *koto*, that is, five pieces in the collection ([Kimi ga chitose] [Hagiku] [Musashino] [Kouu] [Kumokari]) and three pieces that are not included in the collection ([Matsukaze] [Yamashitamizu] [Koto (tando)]) and a total of 13 sets of *Kotoji*, that is, 12 sets included in the collection and one set not included in the collection (accessories of the *koto* [Matsukaze]). For *Kotozume*, seven sets were researched. Among them, 6 sets are included in the collection. The research was conducted through the study of the tradition and history based on the accompanying documents and the catalogues and the measurement and observation of the instruments themselves. Musical instrument history research faces the obstacle of insufficient information about tradition and history. Concerning this collection, there are plenty of accompanying documents added at the time of collecting the musical instruments. In this research, the insides of the instruments were also observed with a fiberscope. As a result, the existence of burn marks and writing in *sumi* ink were revealed, which were not mentioned in the accompanying documents. Also, the state of chisel cuts which were made inside the *koto* for sound effects and the reinforcing method of the inside using a beam plate were clarified. Many of the musical instruments researched seem to have been made in the Edo Period, but there is a possibility that some of them were made before the Edo Period. Among all the musical instruments including the instruments not included in the collection, musical instruments used as *Zokuso* (vulgar *koto*) are included. This example of the study of *koto*-related materials about *Koto*, *Kotoji* and *Kotozume* will contribute to musical instrument history research, which requires many case examples.

Key words: *Gakuso*, *Zokuso*, *Kotoji*, *Kotozume*, Study of musical instruments
